

りぷる

さっぽろ

特集

札幌市男女共同参画審議会からの答申

諮問事項「札幌市男女共同参画センター使用料の一部変更について」及び
「札幌市のDV対策の方向性について」

インタビュー

札幌市男女共同参画リーダーの会
『子どもの意識づくり』グループ



札幌市 男女共同参画審議会 からの答申

特集

札幌市は、札幌市男女共同参画審議会に対して、本年4月21日に「札幌市男女共同参画センター使用料の一部変更について」と「札幌市のDV対策の方向性について」の2件を諮問しました。

審議会では部会を設置のうえ審議を重ね、これらについて、それぞれ7月と8月に答申を受けました。詳細は、下記のホームページに掲載しております。

札幌市男女共同参画審議会からのお知らせ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/singikai/singikai.htm>

札幌市男女共同参画審議会とは？

市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議等を行うことを目的として設置された市長の附属機関です。

答申1 札幌市男女共同参画センター使用料の一部変更について

諮問の趣旨

男女共同参画センターの有料貸室の料金には、一般料金と女性料金があります。

女性料金は原則として女性のみで利用する場合に適用され、それ以外は一般料金となります。同センターが開館して2年が経過しましたが、この間、利用者から料金制度を含め施設の利用に関するさまざまなご意見が寄せられましたので、男女共同参画を推進する施設としてふさわしい料金制度のあり方について、審議会に意見を求めたものです。

審議の経過

審議会では、男女共同参画センターの利用状況や女性の社会的活動の進捗状況、他の市有施設の状況、市民アンケート、他都市の類似施設の状況も参考にして、審議を進めまし

た。審議の中では、女性の社会的活動の促進を目的とした料金制度を継続することの必要性、男女の経済的格差に基づく支援としての女性料金の意義、受益者（利用者）負担と施設を利用しない市民の方々の負担のバランス、男女共同参画に関する活動を行う団体への支援の重要性などの観点から、答申がまとめられました。

答申の概要

〈結論〉

- 1 女性料金は廃止し、料金体系の一本化を図ること。
- 2 女性料金の廃止に伴い、男女共同参画の理念を持ち活動する団体に対する支援策等を検討すること。

■女性料金廃止の理由

- ①女性料金が導入された当時と比較し、男女の経済的格差や女性に対する差別的取り扱いがすべて解消されるまでには至っていないものの、一定の改善が図られている。
- ②施設の利用料金は、受益者(利用者)が平等に負担することが望ましい。
- ③男女共同参画センターの利用料金は、市内の民間施設等と比較しても低廉。他の市有施設では女性料金は設けていない。
- ④市民及び利用者に対して性差による差別があるような誤解を与えるおそれがある。

■施設の設置目的を達成するための措置の検討

- ①男女共同参画の理念を持ち、活動する団体に対する支援策等を検討すること。
- ②利用申込方法の改善など、利用者の利便性を向上する対応策を検討すること。
- ③企業や営利活動による利用について、施設の設置目的を妨げない対応策を検討すること。
- ④男女共同参画センターに対する市民の認知度向上に努め、有効利用を図ること。

答申を受けて、札幌市の対応

札幌市では、審議会の答申を受け、女性料金を廃止する条例改正案を平成17年第3回定例市議会に提案し、平成18年4月から実施する予定です。また、男女共同参画の理念を持ち活動する

団体に対する支援策や利用者の利便性向上の対応策等について検討を進め、より多くの市民の方々が、男女共同参画の推進に関するさまざまな活動を活発に行うことができるよう具体的な取り組みを実施していきます。

答申2 札幌市のDV*対策の方向性について

家庭という私的な生活の場で行われる配偶者への暴力(DV)は、その密室性ゆえに実態が明らかにされ難いという特徴を持っています。DVの特性として、社会的にも当事者においても夫婦喧嘩の延長ととらえる傾向があることや、身体的な暴力に限らず、精神的、経済的、性的暴力などが含まれ、被害者は多様な暴力を長期間受けており、その解決や、精神的ダメージからの回復までに長い年月を要しています。

しかし、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行によってDVが顕在化し深刻な状況が注目され始め、ここ数年、相談件数は増加傾向にあります。昨年12月に配偶者暴力防止法が一部改正・施行されたことに伴い、札幌市におけるDV関係の施策についても、さらなる充実・強化が必要となってきました。

このような背景から、札幌市男女共同参画審議会に対し札幌市のDV対策のあり方につい

て諮問しました。審議会では、DVの現状と課題を整理し、その上でDV対策の方向性を示すものとして答申がありました。

以下、答申の内容を簡単に紹介します。

1 配偶者暴力の現状

「相談の状況」「一時保護の状況」「保護命令の申立て及び発令の状況」「加害者の状況」など、札幌市のDVの現状を分析しています。

2 審議の状況

配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、平成16年7月から今後の札幌市におけるDV施策の方向性についての検討を行い、平成17年3月に中間報告をまとめました。6月には市民意見を聴くためにパブリックコメントを実施し、寄せられた市民意見の結果も踏まえながら、この中間報告書の再検討及び後述の配偶者暴力相談支援センター**のあり方の検討を行い、答申がなされました。

3 検討の視点

人に着目した「被害者・子ども・加害者」の3つの視点と、機能に着目した「相談・一時保護・自立支援・普及啓発・関係機関との連携」の5つの視点で、課題を整理し対応策を探るとともに、行政と民間の役割分担のあり方なども含め検討しました。

4 配偶者暴力対策の方向性

整理した課題に基づき基本的な対策を検討し、特別な施設や特別な保護体制を作るのではなく、DV被害者が住みたい場所・暮らしたい場所で安全に生活できることを目標に、「被害者が安全・安心・癒しを確保し、生活を再建するための支援」「子どものいる家庭への支援」「加害者への対応」「未然防止のための普及啓発」「関係機関との連携機能等」「行政機関（国・北海道・札幌市）と民間の役割」の6つの方向性を示しています。また、DV対策の中核機能として、札幌市に配偶者暴力相談支援センターの機能を保有することの必要性とその役割について述べています。さらに中・長期的な観点から、DV被害者を支援するボランティアを募集・育成してボランティアを組織化し、配偶者暴力相談支援センターとの連携の中で、被害者の総合的な支援体制を確立することについても提言しています。

特に、DV被害者やその子どもに対する支援は、多くの機関がそれぞれの場面に応じて適切な支援が最良の方法でなされる必要があります。そのためには、関係機関が互いの機能と役割を明確にし、連携を取り合って取り組まなければならないとし、関係機関の連携体制の強化が挙げられています。

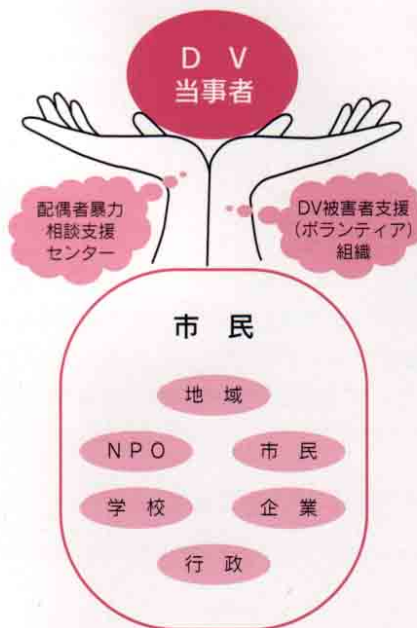
5 当面の札幌市の対応策

当面の対応として、北海道を中心とする広域的な支援体制の下、配偶者暴力相談支援センターの機能を保有し、「相談」と「自立支援」に重点を置き、関係機関との緊密な連携を図りつつ被害者の救済と自立の促進を目指すべきことを挙げています。さらに、5つの機能を総合的かつ機動的にコーディネートできるシステム及び被害者個々に

応じた支援ができる体制を検討することを述べています。

6 今後の展開

DV被害者の置かれている現状と一日も早い救済を考え、実施可能などころから着手することを強く要望して答申を結んでいます。



*DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略で、夫婦やパートナーなど親密な関係にある人々の間に起きる身体的・精神的・性的暴力などをいいます。

**配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターの役割(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条より)

- ①相談及び相談機関の紹介
- ②心身の健康を回復するための指導
- ③自立するための就業の促進、住宅の確保、援護等の情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ④保護命令制度の情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ⑤一時保護施設の情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ⑥民間団体との連携

札幌市 男女共同参画推進室 からのお知らせ Information

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話:(011)211-2962 FAX:(011)218-5164
ホームページ: <http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjjo/>

【男女共同参画週間(6/23~6/29)中の行事】

女と男のための講演会

「ストレス時代を元気に生きる」のテーマで、心療内科医の海原純子さんを講師に迎え、6月25日に道新ホールで実施しました。

明るい雰囲気の中、「自分らしさを発見し、それを大切にしながら生きていくこと」などの元気に生きるためのヒントとなるお話をいただくことができました。

男女共同参画パネル展

男女共同参画週間に先がけ6/15~6/21に札幌市役所本庁舎1階ロビーで、また、6/23~6/29には札幌市男女共同参画センター4階のフリースペースで実施しました。

今回のパネル展は、昨年10月から11月にかけて行われた「男女共同参画に関する企業の意識調査」の結果を中心に展示しました。



男女共同参画推進室の 啓発事業

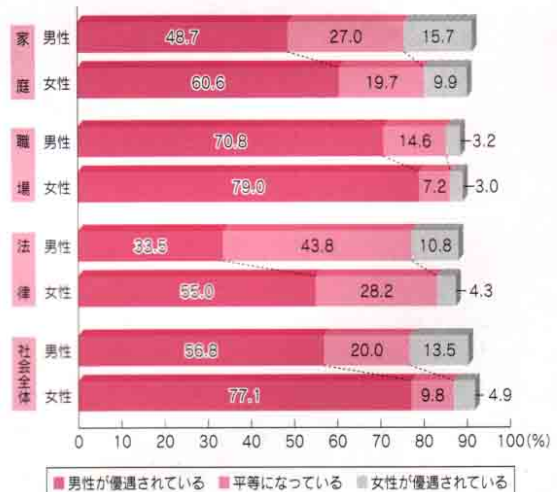
男女共同参画推進室では、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな啓発事業を行っています。ここでは、国の「男女共同参画週間」中に行った行事についてご紹介します。

また、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間についても、啓発事業を予定しています。

市民アンケートの結果より

平成17年5月から6月にかけて行った市民アンケート調査の結果の一部をご紹介します。

「男女の地位は平等になっていると思いますか」



上記の4つの分野においては、法律(男性回答)以外は、男性優遇(「どちらかといえば優遇されている」を含む)と感じている結果になっています。

Interview

インタビュー

このコーナーでは、地域で男女共同参画社会を推進するための活動に取り組んでいる個人や団体にインタビューし、その活動内容をお伝えします。

今回は、札幌市男女共同参画リーダーの会の山崎孝雄さんにお話を伺いました。

やま さき のり お
山崎 孝雄さん

(札幌市男女共同参画リーダーの会「子どもの意識づくり」グループ)



Q. 男女共同参画リーダーの会は、どのような活動をしていますか

A. 市民としての目線を大切に、身近な地域から男女共同参画の意識づくりを行うことを目的に「基本的・一般的な活動」「DV防止・被害者支援」「子どもの意識づくり」の3つのグループに分かれて活動をしています。

Q. 「子どもの意識づくり」グループの活動内容を教えてください

A. グループに分かれてからの活動はまだ4カ月ですが、毎月1回程度ミーティングの場を設け、これからの活動についての話し合いをしています。「子どもの意識づくり」グループは、将来を担う子どもたちに男女共同参画の意識を小さいころから身につけてほしいと思っています。そのために、子どもの視覚・聴覚に投げ掛けができるものをと考え、紙芝居を作成しました。紙芝居は、メンバーが絵本を持ち寄りその中から選択したものを基に作成しました。これまでに2作品が完成し、2カ所の児童会館で演じました。



紙芝居作成風景

Q. 紙芝居の時の子どもたちの様子はどうでしたか

A. 6月は東区にある新生児童会館、7月は西区にある二十四軒児童会館に行きました。どちらとも30人近い子どもたちが紙芝居を見てくれました。紙芝居の前に集まってくれる子どもの姿を見ると大変やりがいを感じました。

Q. これからの活動についてどのように考えていますか

A. これからは、もっともっと紙芝居の種類を増やしていきたいと思います。活動は始まったばかりですが、今後も多くの子どもが男女共同参画の話を聞くことができるように活動を展開していきたいと思います。

札幌市男女共同参画センターリーダーの会とは…

札幌市が市民主体の男女共同参画推進の取り組みとして、平成10年度より「市民自らがそれぞれの立場で自主的な活動を展開し、男女共同参画に関する意識の高揚を図ること」を目的に“札幌市男女共同参画サポーター事業”を開始しました。新たに登録したサポーターと既存のサポーターの中から希望者により誕生したグループが、“札幌市男女共同参画リーダーの会”です。

2.3%

(札幌市において男性従業員が育児休業を取得した割合)

札幌市で実施した「男女共同参画に関する企業の意識調査」(表1)によると、平成15年度に出産し、育児休業を取得した女性従業員は76.4%であるのに対して、同年に出産した配偶者を持つ男性従業員の取得率は2.3%です。父親が育児休業を取得しなかった理由は、女性・男性ともに「父親の仕事の都合がつかなかった」が第1位となっています(表2)。

しかし、父親の子育ての優先度は、仕事等と家事・育児を同等に重視したいと思っている人が約半数いることから、希望を実現することはなかなか難しいことがうかがえます(表3)。男女共同参画社会の実現には、さまざまな選択肢から自分に合った選択ができることが大切で

育児休業取得率	利用状況	利用率
平成15年度に出産した女性従業員	110人	76.4%
平成15年度に育児休業制度を利用した女性従業員	84人	
平成15年度に出産した配偶者を持つ男性従業員	780人	2.3%
平成15年度に育児休業制度を利用した男性従業員	18人	

表1 出典:「男女共同参画に関する企業の意識調査」(札幌市調査、平成17年作成)
(従業員規模が10名以上の事業所3,000社を無作為に抽出)

す。性別にかかわらず育児休業が取得できる環境にしていきたいですね。

●父親が育児休業を取得しなかった理由●

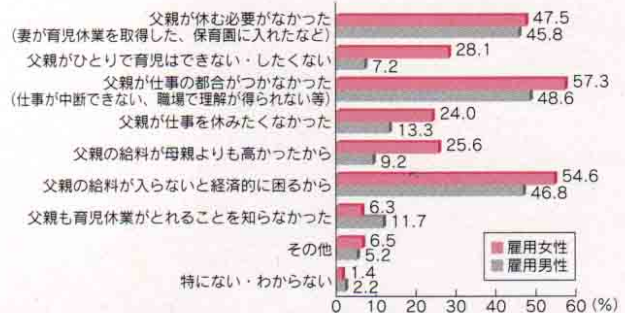


表2 出典:「育児や介護と仕事の両立に関する調査報告書」(日本労働研究機構2003年)

●父親の子育ての優先度●



表3 出典:「平成17年版 男女共同参画白書」※未就学児を持つ父親を対象としている

相談室 Q&A

このコーナーでは、男女共同参画センターの相談窓口に着せられる相談内容を参考に、身近な問題解決についてご紹介します。

Q. 現在産休中です。職場には育児休業取得者の前例がないため、自分が取得してよいものか迷っています。

A. 迷われている気持ちの中には、仕事と育児の両立、復帰後の仕事内容や人間関係の変化に対する不安があるからだと思います。一人ですべてを抱え込まず、周囲の理解や協力を得て安定した気持ちで生活することで不安の解消につながるでしょう。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、職業生活と家庭生活の両立を支援するために育児休業制度を定めています。この法律では、事業主に対して「不利益取扱いの禁止」を定め、申し出または取得したことを理由とする解雇やその他不利益な取扱いを禁止して労働者を保護しています。育児休業を取得する女性は男性に比べ増加傾向にあり、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成15年度)によると在職中に出産した女性の約7割が取得をしています。

就業規則や雇用形態によって取得方法等が異なるため確認することをお勧めします。新しい一歩を踏み出すきっかけとしてみてもはいかがでしょうか。

札幌市男女共同参画センター相談窓口

一人で悩まずご相談ください。相談は無料です。

女性のための	総合相談	火 15:00~17:00 (第2火 18:00~20:00) 木 10:00~12:00	728-1225 (面接・電話)
	法律相談	金 13:00~15:00(要予約) (第2金 18:00~20:00)	728-1222 (面接/一人30分)
	心とからだ相談	火 14:00~16:00(要予約) (第1~3火 精神・神経科医、心理士 第4火 産婦人科医)	728-1222 (面接/一人50分)
	仕事の悩み相談	水 13:30~15:30 土 10:00~12:00	728-1227 (面接・電話)
男女の人権相談	月 10:00~12:00 水 18:00~20:00	728-1226 (面接・電話)	

札幌市男女共同参画センター主催事業のお知らせ

男性のライフスタイル講座〈第2回〉 「キッチンデビュー! 和風料理に挑戦」

家庭生活に参画するきっかけのひとつとして料理講座を実施します

- 実施日 10月22日(土)〈全1回〉
- 講師 枝松茂伸さん
(株K&S小樽支店調理長)
- 時間 10:00~13:00
- 定員 25人
- 受講料 2,300円(材料費500円を含む)
- 申込 10月11日(火)より電話で受付。先着順。

男女共同参画学習会 「情報収集力アップ講座」

情報収集の意義を学ぶとともに情報センターにある資料等を使い、男女共同参画に関する情報収集の方法を学びます

- 実施日 10月25日(火)、10月31日(月)〈全2回〉
- 講師 加藤喜久子さん※10月25日のみ
(北海道情報大学教授)
- 時間 10:00~12:00
- 定員 20人
- 受講料 1,600円
- 申込 10月11日(火)より電話で受付。先着順。

女性のための再就職準備講座

再就職のための心構えとパソコンの技術を学びます

- 実施日 11月9日(水)、10日(木)、11日(金)と15日(火)~12月16日(金)のうち毎週火・金〈全13回〉
- 時間 11/9~11(講義) 10:00~12:00
11/15日以降(パソコン)
午前コース=10:30~12:00
午後コース=13:30~15:00
- 定員 40人(午前コース20人、午後コース20人)
- 受講料 12,900円
- 申込 往復ハガキで申込。詳細は「広報さっぽろ」をご覧ください。

* お電話での申込は…

011-728-1222(札幌市男女共同参画センター)におかけください。

* 主催事業には、託児(1歳半から(再就職準備講座は1歳以上)未就学児)があります。詳細は、「広報さっぽろ」や公共施設等で配布をしている「事業チラシ」、男女共同参画センターのホームページをご覧ください。

主催事業が終了しました

女と男のトークセッション2005「百合祭」シネマ&トーク

H17.9.3(土)

映画「百合祭」上映終了後、映画の制作についてのエピソードやこれからの高齢社会に向けての豊かな生き方について、浜野佐知さん(「百合祭」監督)と金子勇さん(北海道大学大学院教授)に対談していただきました。



(対談者 左:浜野佐知さん 右:金子勇さん)

異文化を知るセミナー 世界の女性の“今”を学ぶ~アフリカ~

H17.8.31(水)

セネガルの現状を学ぶとともに、日本に住む私たちにできる支援について考えました。



(講師: 藤原幸恵さん(JICA札幌 市民参加協力調整員))



(講師: 池見真由さん(元青年海外協力隊))

編集後記

札幌市男女共同参画センターは、9月で2周年を迎えました。本当に“2年”という年月がこんなに早く過ぎたことはありませんでした。ここでは、多くの方に出会い学ばせていただくことばかりです。「一期一会」の出会いを大切に、自分自身も成長を続けていきたいと思えます。

〈お便りをお待ちしています〉

本誌へのご意見、主催事業、施設利用などに関するご意見をお待ちしています。はがき、封書、FAXで、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ札幌市男女共同参画センター「りぶる さっぽろ」係までお送りください。

発行日 平成17年9月
発行 札幌市男女共同参画センター
(管理運営 財団法人札幌市青少年女性活動協会)
所在地 〒060-0808
札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内
電話 (011) 728-1222
FAX (011) 728-1229
ホームページ <http://www.danjyo.sl-plaza.jp>